

## 第5章

### 日中関係における「歴史問題」

#### はじめに

一九八〇年代以降「歴史問題」は日中両国の対立する大きな争点として浮上しており、特に近年において、日中両国の関係は歴史問題あるいは歴史認識問題、国民アイデンティティの問題、公的記憶の形成に影響を及ぼす歴史教育と記憶の問題、国内の政治問題にもかかわる複雑な問題であるが、日中関係における「歴史問題」を取り扱う研究はすでに数多く存在している。あえて分類するならば、これまでの先行研究は以下の四つのテーマを中心に展開されている。

第一に、日中の外交紛争に発展した外交問題としての「歴史問題」である。日中関係における「歴史問題」としてしばしば言及されているのは靖国神社参拝問題、歴史教科書問題などである。多くの研究は、「歴史問題」において中国国内の政治展開の影響を指摘し、中国で繰り上げられる権力闘争が日中関係に大きく作用しているとして

命を目指していた改革開放以前の中国共産党の対外認識はこの「官民二分論」に基づき形成されていた。朝鮮戦争の勃発により、冷戦構造がアジアにおいても浸透するようになった。日本政府は一九五一年九月にサンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約に署名し、一九五二年四月に日華平和条約を台北政府と締結し、中国を代表する正当政府として台湾を承認した。その後のアジアにおける冷戦の流れ、そして中国の対日政策の流れのなかで、新生中国も蒋介石時代からの「軍民二分論」を継承し、「官民二分法」に基づく対日政策を採用した。北では朝鮮戦争、南ではインドシナ紛争、東側では大陳島を基地とした国民党による海上封鎖があり、一九五〇年代初頭の中国はいわゆる「三日月形」の安全保障の脅威にさらされていた。厳しい安全保障環境に直面した中国にとり、米中対決が安全保障上の最重要課題となった。こうしたなか、中国はアメリカの対中封じ込めの一端を担っている日米安保条約を「新たな侵略戦争を準備する条約」として捉え、「アメリカ支援の下での中国に対する日本の攻撃」は建国早々の中国には現実味を帯びた軍事脅威の一つとして映っていたのである。一九五〇年二月に締結された「中ソ友好同盟相互援助条約」の冒頭において、「日本帝国主義の復活及び日本国の侵略又は侵略行為についてなんらかの形で日本国と連合する国の侵略の繰り返しを共同で防止する」<sup>(3)</sup>ことが条約の目的であると明記されていたほどであった。こうした日本脅威論を、米中接近、日中国交正常化まで中国は一貫して持ち続けていたのみならず、徐々にエスカレートさせていった。中国に対する日本の軍事脅威を取り除き、日米による対中封じ込めを切り崩すことが中国の対日政策の中心となった。

(一)「官民二分論」と対日外交政策の策定

## 1 戦争責任の「官民二分論」

- (1) 戦争責任の「官民二分論」
- (2) 「歴史問題」の変質
- (3) 「歴史問題」の拡散

以下、この三つの時期における中国の対日政策と「歴史問題」の意味を順次論じていくこととする。

中国における「歴史問題」の持つ意味の変遷アロセスを検討するならば、以下の三つの時期に分かれると考えられる。

「歴史問題」は間違いなく日中関係の障害要因となっており、上述のようにすでに多くの研究がなされている。しかしながら、そもそも「歴史問題」とは何を指しているのか？ 本章はこうした問題意識から出発し、「歴史問題」が中国にとってどのような意味を持っているのかについて論じることとする。

第四に、政府の「戦後処理」の問題である。特に中国政府がどのように日中戦争を検証し、歴史の負の遺産をどのように処理しようとしたのかについては、中国の政治体制に起因するところが大きい。この分野における研究は殆ど行われていないのが実情である。

第三に、史実をめぐる日中歴史認識の相違を究明する学術研究である。満州事変、南京アトロシティといった歴史的出来事に関して、史料を用いた研究においても日中の歴史認識に違いが生じているが、その違いを明らかにしようとした研究も進み始めている<sup>(2)</sup>。

第二に、「歴史問題」における和解の問題である。Yin He の近著 *The Search for Reconciliation* は第二次世界大戦後における日中トイック・ポイントの和解アロセスを比較して、その違いを明らかにしようとした優れた研究である。

第三に、史実をめぐる日中歴史認識の相違を究明する学術研究である。満州事変、南京アトロシティといった歴史的出来事に関して、史料を用いた研究においても日中の歴史認識に違いが生じているが、その違いを明らかにしようとした研究も進み始めている<sup>(2)</sup>。

第四に、政府の「戦後処理」の問題である。特に中国政府がどのように日中戦争を検証し、歴史の負の遺産をどのように処理しようとしたのかについては、中国の政治体制に起因するところが大きい。この分野における研究は殆ど行われていないのが実情である。

中国の対日外交は朝鮮戦争の停戦を契機に徐々に動き出した。朝鮮戦争の停戦は特に「日本人民」が極東各国と正常な関係の樹立を求める行動に有利に働くという情勢判断<sup>(4)</sup>のもとで、中国による対日攻勢も活発化した。一九五二年六月に第一次日中民間貿易協定、一九五三年一〇月に第二次日中民間貿易協定、一九五五年三月に第三次日中民間貿易協定が結ばれた。そして中国在留邦人の引き揚げ問題、日本兵捕虜の帰還問題が五二年末ごろから五三年にかけて解決に向けて始動するとともに、限定的であるが文化・人的交流も行われた。

こうした積極的な対日攻勢は戦争責任の「官民二分論」とセットで動いていた。一九五三年九月に訪中した社会運動家である大山郁夫と会見した際に、周恩来首相は、「日本軍国主義分子による対外侵略という犯罪行為は中国人民及び極東各国の人民に多大な損失をもたらしたのみならず、日本人民にも未曾有の災難をもたらした」と発言し、そのうえで「日本の反動勢力はアメリカの属国で軍国主義の日本を追い求めている。独立、平和、民主、自由の日本が日本人民の奮闘目標である」との見解を示し、「中国人民は日本人民による祖国の新生と独立を希望する」と論じた。つまり、中国は「日本の反動勢力」と「日本人民」を区別し、「日中両国人民の連携」により日中関係の打開を試みようとしていたのである。

「官民二分論」に基づく対日外交攻勢はジュネーブ会議やパンドン会議を契機にさらに勢いを増した。ジュネーブ会議、パンドン会議で展開されていた中国の対外政策は、日本を含めた西側諸国との関係改善、アジア・アフリカ諸国への接近という二つの柱からなり立っていた。西側諸国との関係改善の流れのなかで、第三次日中民間貿易協定が結ばれたのである。

しかしながら一九五〇年代前半に見られた「積み上げ方式」を特徴とした中国の対日外交はアドホックに展開されていったものであり、必ずしも明確な対外戦略に基づいていたものではなかった。ジュネーブ会議、パンドン会議を通じて西側諸国に対する政策が中国の対外戦略の重要な柱として浮上するようになったことに伴い、一九五五年に中国の対日政策も具体的に議論されるようになった。

日本との人的交流が拡大するなか、一九五五年に中国はこれまで展開してきた対日政策をより精緻化して対外的に説明する必要があるとの認識に至り、建国後初めての対日政策指針の作成に着手することとなった。鳩山政権の発足で日中関係が動き出したことを受け、外交部は鳩山内閣が日中貿易拡大に積極的な姿勢を示したと受け止め、鳩山内閣の姿勢に中国も積極的な反応を示すべきだと上層部に政策提言を行ったのである。そこで、中国共産党の対外関係に責任を負う王稼祥の主導のもとで、一カ月をかけて、「対日政策と対日活動に関する中共中央の方針と計画」が作成された。この「方針と計画」において定められた対日政策の基本原則には以下の五点が含まれており、「官民二分論」に基づく内容となった。<sup>(7)</sup>

- 第一に、日本からの米軍撤退を主張し、日本での米軍基地の設置に反対する。
- 第二に、平等互恵の原則に基づき、日中関係の改善を目指し、外交関係の正常化を徐々に達成するよう努力する。
- 第三に、日本人民を獲得し、中日両国の人民の友誼を築き上げ、日本人民の境遇に同情を示す。
- 第四に、日本政府に圧力をかけ、アメリカを孤立させ、中国との関係を変えよう日本政府に圧力をかける。
- 第五に、反米、日本独立ならびに和平民主を求める日本人民の運動に間接的な影響を与え、支持する。

更に日本の戦争賠償問題、日中の戦争状態の終結問題については、両国関係正常化の状況になってから解決する原則も合わせて定められた。<sup>(8)</sup> 国共内戦期において、日本による戦争賠償問題において、中国共産党にとつての最大の懸念は戦後賠償が国民党政府に支払われることにあつた。<sup>(9)</sup> 新中国設立後中ソ友好同盟が締結されてから、中国とソ連はフイリピン、インドネシア、ミャンマー（当時ビルマ）などの国の対日戦争賠償請求を支援するために、日本の戦争賠償責任を主張していた。<sup>(10)</sup> 日本に対する戦争賠償の請求放棄が正式に決定されたのは一九六四年の時であるが、しかし対日戦争賠償の請求放棄は一九五五年の時点で検討された節もある。

一九五五年は中ソ関係が蜜月の時期であり、中ソ両国は対外政策において緊密な関係を保っていた。王稼祥のリーダーシップの下で作成された「方針と計画」は一九五五年三月一日に中共中央政治局会議で承認されたものであるが、その約半年後の一〇月二日、中国とソ連は「日本関係に関する中ソの共同声明」を発表し、さらに一〇月一九日に「日ソ共同宣言」が署名された。そして日ソ共同宣言の第六条に「ソヴェト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する」ことが明記されたのである。そもそも一九五五年六月から日ソ国交回復交渉が行われたが、その交渉プロセスにおける進捗状況はソ連側から詳細に中国政府に伝えられていた。そして中国政府はソ連の対日外交を支持する姿勢を前面に出すために、日ソ国交回復交渉の期間中に一連の日中関係に関する談話を出したという。こうした極めて親密な中ソ関係の状況において、対日戦争賠償請求権の放棄問題に関しても、中ソ両国が歩調を合わせていたと考えるのが妥当であろう。

一九五五年三月一日に「方針と計画」が承認された後、同年一月に中共中央がさらに対日政策を強化する方針を下し、周恩来は日本との国交を目指しつつも、当面「元日本首相の訪中を実現させ、日中国交正常化を促進する」という道筋を示した<sup>(13)</sup>。このように、一九五五年に中国の対日外交政策が策定され、そして全体の対外戦略において日本は西側諸国に分類され、その後の中国の対日外交が進められるようになった。中国政府は向う一辺倒の基本政策を堅持しつつ、日本からの米軍撤退、日中国交正常化を目標とし、「官民二分論」の論理を展開し日本の世論を獲得しつつ、日本国内の政治運動にコミットすることとなった。

## (2) 対日政策の転換と「劉連仁事件」

日本を含めた西側諸国との関係強化の動きは長く続かなかった。一九五八年三月の成都会議において強硬な対日政策への転換がなされ、五月に発生した長崎国旗事件を契機に、中国は日中の通商・貿易交流を断絶することを宣言した。

成都会議と前後にして発生したのが「劉連仁事件」である。この事件は今では中国から日本に戦争賠償を求めた最初のケースとして中国では極めて重視されている。しかしながら、劉連仁事件発生の当初において、中国政府は対日賠償を唱えていたとはいえず、賠償請求が必ずしも当時の対日政策に組み込まれていたとは言い難い。劉連仁は一九四四年九月に旧日本軍に強制労働者として北海道に連行された。北海道の明治鉱業区昭和鉱業所での強制労働に耐えきれず、劉連仁は四五年六月に逃亡した。終戦も知らずに北海道の山中で逃亡生活を続けていたが、一九五八年一月にようやく雪山で発見された。

『人民日報』で劉連仁事件が報道されたのは一九五八年三月初めであったが、その時劉連仁はすでに日本政府に対して損害賠償を求めている。当初『人民日報』は劉連仁が発表した二月二六日付の声明、ならびに日中友好協会、日中国交回復国民会議、中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会、日本平和委員会、中国帰還者連絡会などが劉連仁事件に関する抗議声明について報道したものの、中国政府の立場については明確にしていなかった。しかし成都会議で柔軟な対日政策を主張する周恩来が自己批判を行ったあたりから、劉連仁事件に関連した中国側の動きは活発化した。吉林省にいた劉連仁夫人の周玉蘭が日本政府に対して「一四年間夫が受けたさまざまな損害の補償を行う」ことを求め始め、そして中国赤十字もこの問題に関して多くの声明を出すようになった。三月二〇日に、中国赤十字の彭炎副秘書長も劉連仁の弟から中国赤十字を通じて日本政府に対する賠償請求を求めていることを発表し、「一三年もの長きにわたる悲惨な生活に対して陳謝、賠償を求める権利は当然あると思われる」と中国政府の立場を明らかにした。

さらに四月一〇日に、中国赤十字の責任者の発言として、中国は参議院での日本外務省アジア局の答弁を問題視した。問題となった国会答弁は外務省アジア局長板垣修が三月二五日に行ったもので、次の発言である。「戦時中中国から相当多数の労働者が日本へ来て働いていたわけですが、この身分につきましては、通常、俘虜とか何とか

言っておられますが、私、現地で直接会って承知いたしておりますが、俘虜ではございません。全部、身分が俘虜であつた者も、現地で日本に送る前に身分を切りかえまして、雇用契約の形でみな日本に来ております。従つて、通常言われる俘虜という身分ではございません。劉連仁は「契約労働者」であるという外務省アジア局長が示した見解に対し、中国赤十字は談話を発表し、「日本軍国主義は中国を自国の植民地としてみなし、中国人民を自分の奴隷とみなしていた当時の状況において、どこが『契約』といえるか(傍点、筆者)」と反論した。そして強制労働者の問題について、「中国赤十字は侵略戦争で日本に連行された中国人の名簿を日本に求めたことがある。日本、人民は努力を払い、過去五年間二〇〇〇名あまりの殉難烈士の遺骨を送り返してくれたが、しかし殉難した強制連行者の同胞に対して全責任を負うべきである日本、政府からはいまだにはつきりした説明がない」と岸政権を強く批判した(傍点、筆者)。

四月一五日に劉連仁は帰国したが、劉連仁とともに強制連行された中国人の遺骨一四八体も天津港に到着した。このことに関して、中国は「日中両国人民の友好を積極的に促進する日本人民の具体的な行動である」との認識を示し、「日本人民に感謝の気持ちを伝えたい」と内外に向けて発信した。

さらに四月末にかけて、中国全土で強制労働者問題にかかわる岸政権批判のキャンペーンが展開された。「中国人民が大きな損失を被ったことについては、日本政府に対して賠償を請求する権利があり、強制連行されたすべての中国人に関する日本政府の責任ある説明を求める権利がある」。日本政府がフイリピンやインドネシアに対する戦争賠償にすでに合意したことを踏まえて、中国も岸政権に対して賠償請求権を主張したのである。

このように、戦争賠償を求める中国の政府見解が成都会議後になつてようやく出され、また賠償問題も岸政権に対する批判の流れで言及されていた。だが、この時期において中国政府が日本に対して賠償請求に舵を切ったわけではない。

### (3)「官民二分論」の定着

一九六〇年代に入つてから、日本の対東南アジアへの経済援助、戦後賠償が進むなか、中国にとって日本の戦争賠償には否定的なイメージがまつた。日本は戦争賠償を通じて東南アジアの市場を獲得し、経済的拡張を試みようとしているという論調で、中国は日本に対する批判を繰り広げた。こうしたなか、中国に対する戦争賠償あるいは強制労働者と関連付けた対日批判はひそかに姿を消し、一九六四年に戦争賠償請求の放棄を正式に決めたのである。

一九六〇年の日米安保改定を受け、日本国内で安保闘争、反基地運動、反戦運動、日中国交を求める運動が盛んとなった。中国は日米安保条約を「危険」な動向として捉えていた。中国は「日本の軍事力が増強されており、軍拡を進め、核武装を準備している」と認識し、「軍国主義の経済基礎は戦前の水準を超えており、軍国主義分子が計画的かつ徐々に、統治機構を自分の手中に収めている」との危機意識をあらわにした。そして、中国は「日米安保条約の範囲は中国の沿海地域を射程に入れている」と見た。

中国に見れば、「日米安保条約によつて、日本は海外派兵できるようになり、なによりも重要なのはアメリカが日本を利用してアジアで冷戦を作り出そうとしていた」<sup>(27)</sup>。アメリカの侵略として日本の軍国主義再起に対抗するために、中国はアジア・アフリカとの団結を強化するはかなく考えていた。

こうしたなか、戦時中にすでに形成されていた「日本人民被害者」論は六〇年安保闘争を契機に中国国内で一気に展開され、強調されるようになった。<sup>(28)</sup>一九六〇年前後日本で「強大な大衆運動が現れ、日本政府に対して中国を敵視する政策の変更を求めた」との認識から、中国は日本に対する外交攻勢を再び強めた。

「貿易と友好貿易が動き出したことを受け、日中両国は実質的に半分国交が樹立した(半国交)」と中国は理解した。<sup>(29)</sup>この流れをさらに促進するために、一九六三年六月に、倉敷レイヨンが中国(中国技術輸入総公司)と契約を調印した。しかしながら、その後の周鴻慶亡命事件で「調印はきくしやくし、日台関係もさらに緊張した。」<sup>(30)</sup>

ただ一時的に棚上げされただけにすぎなかった。日中国交正常化のために中国を訪れた際に、日中両国の不幸な過日中共同声明の締結によって、日中二国間で戦争賠償の問題は政治的に決着がついた。しかし、「歴史問題」は

## (1)「官民二分論」の変質

### 2 「歴史問題」の変質

いては、依然としてこの「軍民二分論」が用いられた。<sup>(37)</sup> また「共同声明」において、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」との表現が用いられた。当初、姫嶋飛外相が「中国は日本の一部の軍国主義勢力と、大勢である一般の日本国民とを区別して考えており、中国の考えは、むしろ日本に好意的である」と主張していたが、大平外相は「田中総理の訪問は、日本国民全体を代表して、過去に対する反省の意を表明するものである。従って、日本が全体として戦争を反省しているので、この意味での表現方法をとりたい」との見解を示した。最終的には、日本側の意見が「共同声明」に反映されたが、日中国交正常化に関する国内の説得工作においては、依然としてこの「軍民二分論」が用いられた。<sup>(38)</sup> ところが、日本の庶民のポケットから出するものであり、庶民の税金を増やすことになるから」と説明していた。過去の中国の賠償経験に即しながら、日本の人民に負担を増やさないと説明はまさに「日本人民被害者」観に即したものである。

正常化交渉にあたり、中国は戦争責任二分論の発想を貫いた。周恩来は周囲のスタッフに、「賠償のお金は詰まらだ。府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」ことが明記されたという。<sup>(37)</sup> そして、一九七二年に締結された「日中共同声明」において、第五条において、「中華人民共和国政

言した。<sup>(38)</sup> さらに、日中共同声明が日米安保条約や一九六九年の佐藤・ニクソン声明に触れないことも周恩来は約束した。一七日に行われた一回目の会談の席で、周恩来は日本側が五〇〇億ドルとも予想していた賠償請求を放棄すると明れた。そもそも中国は一九六〇年代初めに戦争賠償の問題を議論し、すでに放棄する方針を決定していたが、七月争の賠償請求の問題は一九七二年七月二五日から八月三日にかけての竹入義勝公明党委員長の訪中で早々に解決さ日中国交正常化交渉にあたり、中国は日中復交三原則を主張した。日中国交正常化交渉のプロセスにおいて、戦か、中国は米中接近、そして日中国交正常化に向けて動き出した。

笠原諸島が中国を侵略する日米両国の軍事基地になることを強く危惧した。核戦争、米ソ二正面作戦に直面するなとアメリカ合衆国との間の協定」が調印され、小笠原諸島は日本に復帰した。中国はこの動向を著しく重視し、小による核攻撃の可能性が現実味を帯びてきた。一九六八年四月五日、「南方諸島及びその他の諸島に関する日本国一九六八年八月のチエコスロバキアへのソ連の侵攻や一九六九年三月の珍宝島(タマンスキ島)事件以降、ソ連近という罪状で紅衛兵のつるし上げにあった。<sup>(39)</sup>

内政ギャンベーンを控えた。対日賠償を求めるうえで重要な存在である劉連仁も文化大革命中、劉少奇と関係が「民間交流」を重視する中国の対日アプローチに合わせて、一九六〇年代を通して、中国は戦争賠償に関する国八〇〇八余りが訪中し、毛沢東と周恩来と面会した人も多数に上った。<sup>(39)</sup>

佐藤政権を相手にせず佐藤政権を追い詰める政策を採用した。一九六五年の一年だけで日本から一八五の団体、三した中国は、日本国内で日中友好を求める大衆運動が日増しに高まっていたと捉え、それを積極的に利用しつつも、一九六四年一月に、佐藤政権が岸政権が発足した。佐藤政権が岸政権の中国を敵視する立場を継承していると認識拡大に力を入れる一方で、他方において二つの中国政策を放棄しない池田内閣の「揺れ動く」政策を強く批判した。交渉中であるニチボロからの中国へのビニロン・プラント輸出契約は結局失効となった。中国は日本との経済関係うしたなか、日本政府は大型機械、プラントの対中輸出に今後輸出入銀行による融資はしないと明言し(吉田書簡、

去について「この間わが国が中国国民に多大な迷惑をおかけしたことに、私はあらためて深い反省の念を表明するものであります」という田中角栄首相の「迷惑発言」に対して、中国側が反発したことは歴史問題の根深さを如実に表している。

日中国交正常化交渉において、戦争責任について、日本側から中国側に対して確認したことがある。「単に、損害を与えたという事実に伴う責任を十分に反省している」という意味に理解してよいのか。つまり、文字通り損害を与え、責任を感じ、深く反省するという意味であると理解して差支えないか」との大平外相の問いに対して、中国側は「その通りである」と答えた。このように、「損害を与え、責任を痛感し、反省する」の三点は日中国交正常化時において、中国側が考えていた戦争責任の負い方であったといえよう。

しかし早くも一九八〇年代初頭から「損害を与え、責任を痛感し、反省する」の三点合意が、歴史教科書問題と靖国参拝問題などの問題とともに、一連の政治家の不規則発言による罷免劇によって揺さぶられることとなる。八年五月末から六月にかけて、趙紫陽首相が訪日し、「日中関係正常化以来の一〇年間、両国間には平和かつ友好的な政治関係と平等互恵の経済関係が確立されている」とそれまでの日中関係を高く評価した。しかし、趙紫陽訪日直後、いわゆる「教科書問題」(六月)が発生した。その後日本政府は検定制度の仕組みについて中国に説明し、九月はじめに中国政府は日本の説明に理解を示し、歴史教科書問題は沈静化へ向かった。しかし一九八六年になると、「日本を守る国民会議」編纂の高校用日本史教科書をめぐる教科書問題(第二次教科書問題)が発生し、さらに光華寮問題もあり、中国は再び日本に対して厳しい非難を繰り返した。

一九八五年八月十五日、中曽根首相が戦後初めて首相として靖国神社を公式参拝した。これを受け、九月一八日に北京大学を中心とする学生によるデモが行われ、学生デモは中国国内各地に飛び火した。

閣僚の靖国参拝問題をめぐる応酬はその後も日中で度々なされたが、一九八五年の靖国神社参拝問題を通じて、戦争責任が問われるべき対象については、日中両政府の間で一応の合意が得られた。中国はもともと「A級、B級、

C級戦犯全員を含む」と考えていたが、「B級、C級まで含めては日本国民としては承服できない」という、作家山崎豊子、元駐中国大使中江要介の説得により、当時の最高指導者であった胡耀邦が日本側の主張に同意したという。<sup>(1)</sup>

歴史教科書問題や靖国参拝問題に際し、中国政府は「戦争責任二分論」を固持し、そして「戦争責任二分論」を前提とした両国関係を構築しようとした。しかしこの時期の「戦争責任二分論」は、すでに一九五〇年代以降の「官民二分論」から、「軍国主義分子／右翼勢力 vs 日本人民と与野党」の「二分論」へと密かにすり替わってしまったのである。日中国交正常化以降、中国は「日本におけるごく一握りの軍国主義分子が侵略戦争に関する責任を負うべきで、日本の広範な人民と戦後の与野党ではない」との認識に立ち、一九八〇年代における歴史教科書問題、歴史問題は「重視と警戒に値する傾向」としつつも、ごく一部の人たちが軍国主義復活のために世論作りをしている」との認識を披露していた。<sup>(2)</sup>

「戦争責任二分論」に基づき、日中関係の悪化の原因を「一握りの軍国主義分子や右翼分子」に求めるロジックは、一九七〇年代において日中関係をある程度安定させる役割を果たした。一九七四年靖国神社法案が衆議院で可決されたことに関連して、中国は同法案を「侵略戦争を美化し、軍国主義を復活させるための法案」と糾弾しつつも、これは「自民党内のごく少数の右翼分子によるフアシズム行為<sup>(3)</sup>」との見解も同時に示し、両国政府関係への影響を必要最小限に抑えた。

しかしながら一九八〇年代初めごろから、「軍国主義分子／右翼勢力 vs 日本人民と与野党」という「戦争責任二分論」はほころび始めたのである。「損害を与え、責任を痛感し、反省する」という七二年合意に反する言説や行為を「軍国主義の残存勢力及びその影響を受けた人々」による「軍国主義復活」の動向として捉えられることは、一九八〇年代において、すでに難しくなった。一九八五年の中曽根首相による靖国参拝が日中関係に波乱をもたらしたことは一般的に知られているが、実際には一九八〇年から、中国政府はA級戦犯の合祀問題、閣僚の靖国参拝

問題を毎年のように批判を行っていた。一九八〇年の参院選の公約において「公式参拝」、「国家護持」を掲げる自民党が大勝を獲得した。そして一九八一年に「みんなて靖国神社に参拝する国会議員の会」が結成された。こうした日本の動きを「軍国主義分子／右翼勢力vs 日本人民と与野党」の「戦争責任二分論」では解釈できず、このため、中国はただ「それでも反対勢力も大きい」と論じるにとどめたのである。

## (2) 戦後処理問題の変質

国民の戦争賠償の権利を主張する動きは一九八〇年代後半から活発化するようになった。一九八七年一月にアメリカで「日本に対して賠償を求める同胞会準備委員会」が設立された。この時期、海外在住の中国人を中心に戦争賠償を求める活動が展開されていた。しかしながら、中国国内にも声を上げる人々が出てきたことも見逃せない。

一九八八年に、山東省の村民が日本大使館に損害賠償を求める文書を提出した。一九九一年三月、北京大学の童増が全国人民代表大会(以下、全人代)に対し、「日本に被害賠償を求めることは一刻も猶予できない」と題する意見書を提出した。同意見書を重視した江西省、雲南省、貴州省、甘肅省、浙江省などの全人代代表も、同意見書を提出することを求める提案を提出した。これ以降、こうした議案が毎年全人代の会期中に出された。

戦争賠償を求める声が中国の国内で高まるようになったのは、むしろのこと、中国政府に容認姿勢があったからである。一九九二年から中国政府は中国に遺棄された化学兵器の廃棄・処理に対する日本政府の責任を強調し、慰安婦問題や強制労働問題をめぐる民間賠償請求を容認する姿勢をとり始めた。同九二年四月に、呉建民・中国外交部スピークスマンが中国の戦争被害者は直接日本政府に対して賠償を求めることができる」と発言した。同月の江沢民訪日で「未来志向の日中関係の構築」の重要性が訴えられたが、日本に向かう北京空港では、「中国政府は戦争賠償を放棄したが、戦争賠償を求める民間の動きに制限を加えるものではない」と発言した<sup>(47)</sup>。国民の請求権を認め

るという戦後処理に対する中国政府のこうした姿勢変更に伴い、戦争賠償問題が日中間の「歴史問題」として浮上したのである。

中国政府の姿勢変更に伴い、劉連仁が約三〇年ぶりにメディアに登場した。一九九二年一月に劉連仁は宮澤喜首相に対し、「謝罪・賠償・記念館の設立」を求める公開書簡を出した。さらに一九九五年六月、「花園事件」の生存者や遺族ら一人が当時の使用者であった鹿島組(現在の鹿島建設)に総額六〇五〇万円の損害賠償を求め、訴訟を起こした。この訴訟を皮切りに、「旧日本軍七三一部隊による細菌戦の被害者遺族」、「南京大虐殺の被害者」、「無差別爆撃被害者」、「元強制労働者」、「平頂山事件の被害者」、「化学兵器被害者」らが、損害賠償を求めて日本で裁判を起こすようになった。

二〇〇〇年一月、魏香田ら元強制労働者であった一四人が中国河北省高級人民法院で熊谷組など五社の日本企業に対して訴訟を起こした。これは初めての中国国内で起こされた対日戦争賠償訴訟である。その後、上海や北京などの地方法院にも、三菱、三井に対する損害賠償を求める訴状が提出された。一九九〇年代初頭、中国政府は民間の戦争賠償を容認したものの、中国国内での訴訟を認めていなかったが、日本での訴訟に勝訴の見込みがほとんどないなか、二〇〇〇年になってようやく中国国内での訴訟に関して制限を緩めたのである。それでもさまざまな考慮により、二〇一〇年代までは対日の戦争賠償にかかわる訴訟は受理されていなかった。

## (3) 中国国内政治・社会の変容と「歴史問題」

一九七八年に改革开放政策が採択され、中国の対外政策も徐々にイデオロギーにとらわれない「全方位外交」への転換が図られるようになった。こうしたなか、中国は改革开放の資金と技術を提供してくれる日本をはじめとする西側先進国との関係強化に乗り出した。

その一方で、中国政府は過去の日中戦争を重視する姿勢へと転じたのである。朝鮮戦争期を除いた毛沢東時代に

において愛国主義的言説がほとんど浮上していなかったにもかかわらず、一九八〇年代前半から「愛国主義」を中心とした政治キャンペーンが繰り返された。こうしたことを背景として、一九八五年に南京大虐殺記念館、一九八七年に「抗日戦争勝利記念館」が建設され、一九六〇年代にはほとんど注目されなかった家永訴訟も大きく報道されるようになった。

「歴史問題」における政府姿勢の変化は中国国内の政治要請によるものが多い。改革開放政策の執行で生じた中国共産党や社会主義への不信、民主化運動などに対応するために、中国政府はマルクス・レーニン主義にとって代わる政治的凝集力を高める手段として、「歴史問題」に目を向けるようになったのである。

さらに、一九八〇年代に発生した歴史教科書問題や靖国神社参拝問題は単なる日中関係の問題にとどまらず、中国国内政治闘争とも連動した。当時の実質的最高指導者鄧小平が推し進める改革開放政策に反対する保守勢力は、「歴史問題」で浮上した国民の反日感情を利用・支援しつつ、巻き返しを図ろうとしたが、改革を主張する政府主流派は「歴史問題」で日本に対する強硬姿勢を見せることで政治基盤を固める必要があった。

愛国主義教育を重視するこうしたトップダウンの政治的思惑に加え、日中戦争や戦後処理に関心を寄せるボトムアップの動向が一九八〇年代以降中国国内で見られた。

一九八〇年代初頭から動き出した「第三次国共合作」と称される大陸と台湾との関係改善の動きも、歴史問題への注目度を高めた。国家統合を目指した愛国統一戦略の政治キャンペーンを背景に、大陸、台湾と香港（両岸三地）の間で文化交流が盛んに行われたが、「両岸三地」で共同制作の作品の時代設定は一九八〇年以降の「合作時代」か、国共内戦に突入する前の一九三〇年代という中国の古き良き時代に行き着くように限定されてしまうため、日中戦争を題材とする作品が続々と誕生した。かくして、「第三次国共合作」は、日中戦争の歴史がクロースアップされるといふ意図せざる副作用を生み出したのである。

さらに、経済開発に伴い、日中政府の政治合意で解決済みのはずの戦後処理問題が再浮上した。南京大虐殺記念

館の建設が南京市人民政府によって構想されたのは一九八三年末である。その発端は一九八二年の歴史教科書問題であると中国では認識されている。実際のところ、歴史教科書問題より前から、戦時犠牲者の遺骨が経済開発に伴い次々と掘り起こされ、中国国内で南京大虐殺に対する関心がすでに高まっていた。戦争の記憶を甦らせた国民の感情に配慮する必要性が生じていた状況下で、歴史教科書問題が実質的に収束した一年後に、南京大虐殺記念館の建設が議論されたのである。そして一九八五年に鄧小平が南京視察の際に記念館館名を挿入し、記念館建設にお墨付きを与えた。こうしたプロセスにおいて、南京大虐殺に関する詳細な資料集、南京大虐殺を題材とした書籍が、戦後初めて中国で出版された。

二〇〇〇年代前半になると、経済開発の現場で、中国に遺棄された化学兵器による毒ガス事故（二〇〇三年八月黒竜江、二〇〇四年七月吉林、二〇〇五年六月広東）が次々と発生した。「新しい歴史教科書を作る会」が編纂した中学校歴史教科書問題や二〇〇一年四月に就任した小泉首相による毎年に行たる靖国神社参拝などで日中両国の政治的対立が続くなか、経済開発によって掘り起こされた戦後処理の問題は、歴史問題とあいまって、中国において国民を巻き込んだ大きなイシューとなった。

情報通信技術の発展は「歴史問題」をさらに複雑化した。二〇〇三年は「ネット・ナシヨナリズム元年」とも称されている。ネット利用者が急増し、メディアの市場化が進行し、そして情報が簡単に越境する状況において、中国政府による国内世論の統制と操作がうまく機能せず、二〇〇三年から二〇〇五年の間に大規模な反日デモが多発した。二〇〇四年七月から八月にかけてのサッカイのアジアツアーにおける中国人サポーターの反日パフォーマンス、二〇〇五年四月に中国各地で発生した反日抗議デモなどは、当時の中国における特殊な社会状況と密接に関連している。

「全方位外交」のなかの日本重視姿勢は改革開放政策とともに動き出したが、こうした姿勢は冷戦終結後も貫かれており、日中関係の強化は今に至るまで中国外交における重要な課題となっている。他方において、一九八〇年

以降の中国政治・社会の変容プロセスのなか、「歴史問題」も徐々に姿質を遂げ、日中両国の大きな対立イシューに発展してきている。

#### (4) 対日感情の改善への取り組み

第一次安倍政権の発足とともに、中国は小泉政権でこじれた日中関係の修復に力を入れ始めた。日中両国の政治関係が改善されるなか、日中有識者による歴史共同研究も動き出し、温家宝首相が二〇〇七年四月に来日した際に、過去の歴史について日本は深い反省とお詫びを表明したことを「積極的に評価する」と表明し、中国の改革開放への日本の支援に対しても謝意を述べた。

「歴史問題」で日中両国が和解の姿勢を前面に打ち出すなか、中国政府は国内の対日世論の改善にも努めた。政府主導のもと、二〇〇七年に入ってから、政治や安全保障に重点を置いていた日本報道に日本社会を紹介する内容も取り入れ、また報道の内容もボジティブなものが増えた。二〇〇七年四月、温家宝首相訪日の前に、『岩松看日本（岩松が見た日本）（全二〇回）』の番組が中国中央テレビ（CCTV）で制作された。同番組は一般の日本人の生活を紹介するとともに、靖国神社や日本人の歴史観に関する特集も放送した。胡锦涛国家主席訪日直前の二〇〇八年五月に四川省で大地震が発生した際には、日本の救援隊の救助活動や犠牲者に黙とうをささげる記事ならびに映像が中国のメディアやインターネットで大きくクローズアップされ、中国人の対日感情の改善につながった。また歴史問題に関しても、日本人の「多様な歴史観」を紹介する努力がなされた。

そして、「戦争責任二分論」にも変化が生じた。二〇〇七年温家宝首相が日本国会で演説した際に、次のように語った。「日中戦争は日本人民にも多大な苦難と苦痛をもたらした。（中略）中国の上の世代の指導者は何度も指摘したことがあるが、戦争責任はごく少数の軍国主義分子によって背負うべきで、広範な日本人民も戦争の被害者で、中国人民は日本人民とは友好に付き合う必要がある<sup>(5)</sup>」。こうした「戦争責任二分論」を継承しながらも、温家宝首相は「日本は戦後平和発展の道を選んだ」と語った。

日中両国の政治的な歩みよりや、日本報道に関する中国政府の方針転換により中国における対日イメージが大きく改善された。しかしながらこのことは、日中関係における「歴史問題」の重要性が下がったことを意味するものではない。

中国における日本関連の報道から見れば、「歴史問題」は依然として大きな比重を占めていた。日中戦争に関する『人民日報』の報道件数でいえば、二〇〇七年を境に大きな変化は見られず、毎年一〇〇一〇〇一〇〇件の間で推移している。またこの間、南京大虐殺記念館の新装オープンや、東北三省陥落記念館の新築オープン、「九・一八事件」八〇周年記念活動など、抗日戦争に関連するイベントや行事も数多く開催された。つまり第一次安倍政権の時期において、「歴史問題」を重視しながらも、「歴史問題」が日中関係に影を落とさないような中国政府は配慮していたのである。こうした中国政府の取り組みにより、日中関係において「歴史問題」は依然として重要な作用を及ぼしながらも、中国の対日世論に対する「歴史問題」の影響は限定的となった。

### 3 「歴史問題」の拡大と拡散

#### (1) 歴史問題での対立、エスカレートと多様化する対日認識

習近平体制も「戦争責任二分論」を継承している。日中関係が良好な時期には「歴史問題」について触れながらも対日批判が控えられていたが、二〇一三年一月の安倍首相の靖国参拝以降、歴史問題に関する対日批判は一気に噴出した。こうしたなか、南京大虐殺にまつわる中国での語り方も大きく変化した。南京大虐殺記念館が建設された一九八〇年代において、日中友好七団体が会館を訪れ、反省の意を表明したことは中国で大きく報道されていた。また日

中協会は南京で五万を超える「友誼の木」を植えたことで、中国では「贖罪の緑」と称され、評価されていた。しかしながら、「歴史問題」で日中両国が激しく対立する二〇一〇年代以降は様相が一変した。二〇一四年二月に全中国人民代表大会常務委員会は、九月三日を抗日戦争勝利記念日とし、二月二三日を「南京大虐殺犠牲者国家哀悼日」と定めた。二〇一四年は日中戦争の発端となった盧溝橋事件の七七周年にあたる。七月七日、習近平、俞正声などの中共中央政治局常務委員が中国人民抗日戦争記念館の記念式典に出席した。前月の六月には中国は南京事件と従軍慰安婦の関連資料を国連教育・科学・文化機関（ユネスコ）の世界記憶遺産への登録を申請し、また中央档案馆や吉林省や浙江省などの地方档案馆も相次いで日中戦争関連の檔案資料を公開している。さらに、二〇一五年九月には戦後七〇周年を記念して北京にて軍事パレードが挙行された。こうした政府方針を反映して、中国の各種メディアでは抗日戦争勝利を記念する記事・広告、報道、ドラマ・映画などが溢れる様相を呈している。

日中両国が歴史問題で激しく対立するなか、民間賠償の動きも活発化している。二〇一四年三月には、中国の元強制労働者やその遺族が三菱テリアル、日本コークス工業（旧三井鉱山）を相手に、損害賠償訴訟を起こし、北京市の第一級人民法院は中国の裁判所として戦時中の強制運行をめぐる日本企業への提訴を日中外交正常化以降初めて受理した。翌四月一九日に、上海海事法院が商船三井の船舶を突如差し押さえた。さらに、中国と韓国の元労働者や遺族団体による連携行動も見られるようになった。

他方、胡錦濤政権下で行われた対日イミージ改善の努力も衰り、「右傾化」と「軍国主義へ回帰しよう」としている」という安倍政権に対する政府認識を広範な中国国民が共有しつつも、日本製品、日本のサービス、日本の民度には好感を寄せている。つまり、中国の対日認識は多様化しており、歴史認識は中国の対日認識の一部を占めるにすぎなくなっている。

## （2）「戦後国際秩序」問題への収束と「歴史問題」の拡散

日中関係悪化以降のここ数年間、日中関係の抱えているすべての問題が「戦後国際秩序」に収束し、「歴史問題」が含有しているイシューも拡散している。

一九六六年の日米安保共同宣言以降中国は常に日本の軍事大国化を脅威視していたが、近年になると、日本の軍事大国化に対する懸念が戦後国際秩序とリンクした形で語られるようになった。二〇一五年に弾頭ミサイル防衛、サイバー、宇宙などの幅広い分野における日米安保・防衛関係の拡大と強化を目的とする新「日米防衛協力のための指針」が一八年ぶりに改訂され、そして安全保障関連法案も可決された。日米安保は「アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための『公共財』として機能」するようになったが、こうした動きはむしろの懸念を反映したものである。他方、中国は日米安保強化の動きを、アメリカのリバランス政策と関連付けてみている。アメリカは経済的には環太平洋パートナーシップ（TPP）を推進し、軍事的には日豪豪、日米豪印をはじめとするアジア太平洋地域における安全保障協力のネットワークの構築に力を入れている。中国はTPPについて参加を検討すると冷静な反応を示しつつも、アメリカと日本が主導する安全保障ネットワークの構築を「中国を封じ込めるための戦略」と厳しく批判し、反発している。新華社は新日米防衛協力のための指針を、「安倍及びその周辺の右翼勢力が戦後国際秩序のボーダーラインを突破しようとする」動きと評価し、また安全保障関連法案の可決は「戦争を發動できる国の再建を試みる動きであり、過去の歴史を再現する動きである」と断じた。

尖閣問題をめぐり日中両国の対立が続いているが、中国は一九四三年「カイロ宣言」、一九四五年の「ポツダム宣言」を日本が受け入れた結果、尖閣諸島は台湾の付属諸島として、台湾とともに中国に返還されたと主張している。こうした中国の論調により、尖閣問題、台湾問題も「戦後国際秩序」の受諾問題の議論と結びつけられ、「歴史問題」となっている。

## おわりに

かくして日中両国が対立している多くの問題は、現在の中国の言説空間において、「歴史問題」に帰されているのである。

中国政府は一貫して「戦争責任二分論」を主張している。中国にとって、「戦争責任二分論」は「日中友好」を推進する理論的根拠であり、日中両国の戦後処理の枠組みを提供している。

中国共産党のイデオロギーに合致している「官民二分論」は、日中国交正常化までの間、日中両国の国交を促進するための外交戦術として有効であった。中国が直面する軍事的脅威を軽減させるために、中国は日本における反米勢力や革新派などに働きかけ、日中両国の政治関係を促進し、日米関係にくさびを打ち込むべく日本政治の中立化を図ろうとした。こうした国交促進のための「戦争責任二分論」は日中国交正常化を境に、「軍国主義分子／右翼勢力 vs 日本人民と与野党」へと密かに変容しつつも、いまでも継承され、堅持されている。

「軍国主義分子／右翼勢力 vs 日本人民と与野党」というレトリックのもとで、中国政府は戦争賠償の請求権を放棄し、「損害を与え、責任を痛感し、反省する」ことを日本に求めたのである。一九七〇年代において「戦争責任二分論」は、確かに中国の反日感情を抑え込む上で大きな役割を果たし、日中関係の安定化にも寄与した。しかし日中友好を促進し、日中両国の戦後処理の枠組みを提供してきた「戦争責任二分論」は、一九八〇年代ごろから綻び始め、「日本軍国主義は日中人民の共通の敵」というレトリックを日中両国が共有することは不可能となった。

さらに中国の国内政治と社会の容容プロセスのなか、「戦争責任二分論」が持つ日中両国の「歴史問題」を抑制する役割も失われるようになった。一九八〇年代ごろから、「歴史問題」は共産党政権の正統性、国家統合（台湾問

題、国内政治プロセス（政治闘争や国民感情）と連動するようになり、日中関係のみで語り切れない問題となった。さらに経済開発を契機に、戦後処理問題が再浮上し、国民レベルの戦争賠償請求も活発化した。トッゲンソントポムアツアの動きの相乗効果のなかで、一九八〇年代以降、日中関係における「歴史問題」の重みは増大する一方となった。

また中国の言説空間において「歴史問題」が含有する意味も時代とともに拡大し、拡散しており、日中両国の「歴史問題」を深刻化させている。日中国交正常化の際に、中国にとつての歴史問題はいわば「損害を与え、責任を痛感し、反省する」の三点にとどまっていた。しかし一九八〇年代では教科書問題や靖国神社参拝、現在とっては安全保障に関する日中の相互不信、尖閣問題、台湾問題など日中対立の多くのイシューが戦後国際秩序と関連付けられており、「歴史問題」となっている。

「軍国主義分子／右翼勢力 vs 日本人民と与野党」に基づく対日認識は日本の政治社会の構造化を的確に捉えきせず、また「戦争責任二分論」による「歴史問題」を抑制する役割が失われた今日において、中国国内からも「戦争責任二分論」の有効性を問う声が上がっている。しかしながら、「戦争責任二分論」は戦後処理の枠組み、日中両国の関係強化の理論的な根拠を提供し、日中関係の根幹にかかわる問題であるだけに、中国政府は難しいかじ取りを迫られている。また歴史問題は日中関係の最大の障害の一つであり、日中関係を改善するうえで歴史問題の解消は急務であるが、「歴史問題」が拡散している以上、「歴史問題」の解決も一筋縄ではいかず、難しい局面に陥っている。

## 注

- (1) Yinan He, *The Search for Reconciliation: Sino-Japanese and German-Polish Relations since World War II*, New York: Cambridge University Press, 2009.

- (2) こうした研究には、劉傑・三谷博・楊大慶編『国境を超えたる歴史認識——日中対話の試み』(東京大学出版会、二〇〇六年)、服部龍二「日中歴史認識——「田中上奏文」をめぐる相対 1972-2010」(東京大学出版会、二〇一〇年)などがある。
- (3) 「ソ中友好同盟相互援助条約(ソヴェト社会主義共和国連邦と中華人民共和国との間の友好、同盟及び相互援助条約)」  
[http://www.icr-tokyo.ac.jp/~worldjp/documents/texts/docs/1980214711j3E1\\_21015603](http://www.icr-tokyo.ac.jp/~worldjp/documents/texts/docs/1980214711j3E1_21015603) (一九五五年六月二六日アタセス)。
- (4) 『日本問題文獻匯編(第二集)』(世界知識出版、一九五五年) 一一六頁。
- (5) 『人民日報』一九五三年一月一日。
- (6) 「關於日本目前的形勢和鳩山内閣的外交政策」外交部檔案、157-00156-03。
- (7) 張香山『中日關係的管見』(當代世界出版社、一九八八年) 二二六—二二七頁。
- (8) 張香山「通往中日邦交正常化之路」『日本學刊』(一九九七年第五期) 六六七頁。
- (9) 一九五二年四月二八日に調印された日華平和条約において、中華民國は日本に対する賠償請求権を放棄した。その経緯については、奥田弘・川島真ほか「共同研究 日中戦後補償」(明石書店、二〇〇〇年)を参照。
- (10) 楊光「中共關於日本戰爭賠償政策的演變」『歷史教學』(二〇一〇年第二期) 九一—一〇頁。
- (11) 石善濤「日本鳩山一郎内閣時期中蘇對日復交問題歷史考察」『當代中國史研究』(二〇一三年第五号) 六〇—六二頁。
- (12) 林曉光、周彦「20世紀50年代中期中國對日外交」『中共黨史研究』(二〇〇六年第六期) 五七頁。
- (13) 吳學文「風雨陰晴——我所經歷的中日關係」(世界知識出版社、二〇〇二年) 五七頁。
- (14) 青山瑠妙『現代中國の外交』(慶応義塾大学出版会、二〇〇七年) 一八一—一九一頁。
- (15) 『朝日新聞』一九五八年三月二四日、一九五九年四月九日。
- (16) 『人民日報』一九五八年三月四日、一九五八年三月七日、一九五八年三月一日、一九五八年三月一七日、一九五八年三月二七日。
- (17) 『朝日新聞』一九五八年三月二四日。
- (18) 『読売新聞』一九五八年三月二一日。
- (19) 第二十八回国会、参議院予算委員会第二分科会(総理府のうち調達庁、防衛庁、経済企画庁、科学技術庁、外務省及び通商産業省所管)会議録第三号、一九五八年三月二五日。国会会議録検索システム(<http://kokkai.ndl.go.jp/SEN7AKU/sangin/028/>)
- 0522/0280350222003.pdf、二〇一五年六月二六日アタセス。
- (20) 『人民日報』一九五八年四月一〇日。
- (21) 同上。
- (22) 『人民日報』一九五八年四月一七日。
- (23) 同上。
- (24) 一九六四年に、中国が賠償請求放棄した理由については、朱建榮「中国はなぜ賠償を放棄したか——政策決定過程と国民への説得」『外交フォーラム』一〇月号(一九九二年)、三〇—三三頁。
- (25) 『人民日報』一九六二年八月三一日。
- (26) 中華人民共和国外交部、中共中央文獻研究室編『毛沢東外交文選』(中央文獻出版社、世界知識出版社、一九九四年) 第四二八頁。
- (27) 陳毅接見駐華大使蘇加諾、維約普拉諾托談話記錄、外交部檔案、檔案号:07-00389-13。
- (28) 家近亮子「中国における『戦争責任二分論』の承継——蔣介石・毛沢東・周恩来 日中戦争の語り方」添谷秀編著『現代中国外交の六十年——変化と持続』(慶応義塾大学出版会、二〇一一年) 一七—一五〇頁。
- (29) 蕭向前「中日關係正常化前後」『外交問題研究』(一九九八年第一期) 一頁。
- (30) 蕭向前著(竹内美訳)『永遠の隣国として』(サイマル出版会、一九九四年) 一〇六頁。
- (31) 一九六三年一〇月に、中国訪日代表団の通訳である周鴻慶がソ連の駐日大使館に駆け込み、政治亡命を求めた。一二月三〇日、池田政権が周を中国に送還する決定をした。
- (32) 『周恩来外交文選』三四四頁。
- (33) 呂乃澄「回顧中日友好關係的發展」『外交學院學報』(一九九〇年第二期) 四六頁。
- (34) 藏島「中国『対日本索賠第一人』劉連仁的伝奇人生」『文史春秋』(二〇〇一年第四期) 二五頁。
- (35) 三原則とは、①中国政府は中国を代表する唯一の合法政府、②台湾は中国の領土の不可分の一部、③日台条約(日華平和条約)は不法、無効で廃棄されなければならない、であった。
- (36) 青山瑠妙「アジア冷戦の溶融としてのニクソン訪中と田中訪中」和田春樹他編『東アジア近現代通史』ベトナム戦争の時代

- 1960-1975』(星波書店、二〇一一年)三二六頁。
- (37) 同上。
- (38) 「周恩来揭秘：毛沢東為何決定不向日本索賠」(<http://milnews.sina.com.cn/2015-10-14/152384116.html>，二〇一五年一〇月三一日アクセス)。
- (39) 「大平外務大臣・姫鵬飛外交部長会談(要録)」(<http://www.locu-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPCH/19720926.01.htm>，二〇一五年一〇月三一日アクセス)。
- (40) 同上。
- (41) 第一四七回国会、国際問題に関する調査会 第五号、二〇〇〇年四月一日。国会議録検索システム ([http://SEN?AKU/sengui/147/0023/14704120023005a.html](http://kokkai.ndl.go.jp/SEN?AKU/sengui/147/0023/14704120023005a.html)，二〇一五年一〇月三一日アクセス)。
- (42) 『人民日報』一九八七年七月六日。
- (43) 『人民日報』一九八七年七月八日。
- (44) 『人民日報』一九七四年四月二〇日。
- (45) 『人民日報』一九八〇年八月一七日。
- (46) 孫國棟「誰來賠償侵華戰爭受害者?」、『法律与生活』(一九九八年第五期)一四頁。
- (47) 同上。
- (48) 趙德芹、高凡夫「建国後対日索賠長期擱置的原因探析」、『長白學刊』(二〇〇七年第六期)一二八頁。
- (49) 木下恵二「中国の愛国主義教育」家近亮子・段瑞聡、松田康博編著『岐路に立つ日中関係——過去との対話、未来への模索』(晃洋書房、二〇一二年)一一六―一一八頁。江藤名保子『中国ナショナリズムのなかの日本——「愛国主義」の容容と歴史認識問題』(勁草書房、二〇一四年)七六、八六―八九頁。
- (50) 小島朋之「転機を迎える日中関係の現在」『東亜』(一九八五年一〇月)四九―六〇頁。
- (51) 「溫家宝在日本国会的演講(全文)」([http://news.xinhuanet.com/world/2007-04/12/content\\_968135.htm](http://news.xinhuanet.com/world/2007-04/12/content_968135.htm)，二〇一五年一〇月三一日アクセス)。
- (52) 「新聞分析：安倍政府為何急於修訂日美防衛合作指針」(<http://world.people.com.cn/n/2015/0428/c157278-26919245.html>，二〇一五年一〇月三一日アクセス)。
- (53) 「安倍欲掉『保險繩』，為戰爭開路」([http://news.xinhuanet.com/world/2015-07/16/c\\_128027256.htm](http://news.xinhuanet.com/world/2015-07/16/c_128027256.htm)，二〇一五年一〇月三一日アクセス)。
- (青山瑠妙)